

議案第46号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成25年6月6日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例（昭和 32 年三田町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

付則第 16 項中「第 3 項」を「第 4 項及び第 5 項」に、「第 36 条」を「第 35 条第 1 項」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例付則第 16 項の規定は、平成 26 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 25 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。